

第五十六條第三号中「第十七條の十七第二項」を「第十七條の十七第三項」に改める。

第五十七條第五号中「第十七條の十七第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第五十八條第十四号中「又は忌避した」を「若しくは忌避し、又は同条第五項の規定による質問に対し陳述をせず若しくは虚偽の陳述をした」に改める。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中船員法第百十七條の二及び第百十七條の三の改正規定（同法第百十七條の二第二項及び第五項、第百十七條の三第二項並びに同条第三項において準用する第百十七條の二第五項に係る部分に限る。） 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第一條中船員法第百十七條の二及び第百十七條の三の改正規定（前号に掲げる部分を除く。） 同法第百十八條の改正規定、同条の次に二條を加える改正規定、同法第百三十條及び第百三十一條の改正規定並びに附則第三條の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

（船員法の改正に伴う経過措置）
第二條 この法律の施行前に第一條の規定による改正前の船員法（以下この条において「旧船員法」という。）第百二十條の二第一項の規定により行政官庁がした通告は、第一條の規定による改正後の船員法（以下この条において「新船員法」という。）第百二十條の二第三項の規定により行政官庁がした通告とみなし、この法律の施行前に旧船員法第百二十條の二第二項の規定により行政官庁がした処分は、新船員法第百二十條の二第四項の規定により行政官庁がした処分とみなす。

（罰則に関する経過措置）
第三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（運輸省設置法の一部改正）
第四條 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三條の二第二項第六十九号を次のように改める。

六十九 船舶の航行の安全の確保及び海洋の汚染の防止に係る外国船舶の監督に関すること。

第四條第一項第二十号の二を削り、第二十四号の七の次に次の一号を加える、第二十四号の八 外国船舶に立ち入り、船舶の航行の安全の確保及び海洋の汚染の防止に關し乗組員に質問をし、及び必要な処分をすること。

第四十條第一項第四十二号を次のように改める。
四十二 船舶の航行の安全の確保及び海洋の汚染の防止に係る外国船舶の監督に関すること。

運輸大臣 亀井 善之
内閣総理大臣 橋本龍太郎

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律をここに公布する。

平成八年六月十四日
内閣総理大臣 橋本龍太郎

御 名 御 璽

法律第八十五号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律
（趣旨）
第一條 この法律は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長、履行されなかった義務に係る免責、法人の破産宣告の特例、民事調停法（昭和二十六年法律第百二十二号）による調停の申立ての手数料の特例及び建築基準法（昭和二十五年法律第百一十一号）による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めるものとする。

（特定非常災害及びこれに對し適用すべき措置の指定）
第二條 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となつた法人の存立、当該非常災害に起因

する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合に、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に對し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要があるときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。

（行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置）
第三條 次に掲げる権利利益（以下「特定権利利益」という。）に係る法律、政令又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第十二條第一項若しくは第十三條第一項の命令若しくは同法第十四條第一項の告示（以下「法令」という。）の施行に関する事務を所管する国の行政機関（同法第三條第三項に規定する国の行政機関をいう。以下同じ。）の長（当該国の行政機関が同法第三條第二項に規定する委員会である場合にあっては、当該委員会）は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であつてその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「延長満了日」という。）を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

一 法令に基づき行政庁の処分（特定非常災害発生日以前に行つたものに限る。）により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの
二 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関（国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。）に求めることができる権利であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。
3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関（次項において「行政庁等」という。）は、特定非常災害の被害者であつて、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行つたものについて、延長満了日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

4 延長満了日が定められた後、第一項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延長満了日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、第一項の国の行政機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。
5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

（期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置）
第四條 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務（以下「特定義務」という。）であつて、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。）が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限（以下「免責期限」という。）を定めることができる。

2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかったことについて、責任は問われないものとする。

3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、政令で、特定義務の根拠となる法令の条項(こと)に、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合について準用する。

4 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(債務超過を理由とする法人の破産宣告の特例に関する措置)

第五條 特定非常災害によりその財産をもって債務を完済することができなくなった法人に対しては、第二條第一項又は第二項の政令でこの条に定める措置を指定するもの施行の日以後特定非常災害発生日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、破産の宣告をすることができない。ただし、その法人が、清算中である場合、支払をすることができない場合又は破産の申立てをした場合は、この限りでない。

2 裁判所は、法人に対して破産の申立てがあった場合において、前項の規定によりその法人に対して破産の宣告をすることができないときは、破産の宣告を留保する決定をしなければならない。

3 裁判所は、前項の決定に係る法人が支払をすることができなくなったとき、その他同項の決定をすべき第一項に規定する事情について変更があったときは、申立てにより又は職権で、その決定を取り消すことができる。

4 前二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができる。

5 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十條第二項(他の法律において準用する場合を含む)の規定は、特定非常災害発生日から第一項に規定する政令で定める日までの間、同項本文の法人については適用しない。

(民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置)

第六條 特定非常災害により借地借家関係その他の民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに特定非常災害発生日において住所、居所、営業所又は事務所を有している者が、当該特定非常災害に起因する民事に関する紛争につき、特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間に、民事調停法による調停の申立てをする場合には、民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)第三條第一項の規定にかかわらず、その申立ての手数料を納めることを要しない。

(建設省設置法の一部改正)

第三條第四十五号中「及び建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第二百三十三号)」を「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第二百三十三号)及び特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)」に改める。

内閣総理大臣 橋本龍太郎
法務大臣 長尾 立子
建設大臣 中尾 栄一

政 令

公正取引委員会事務局組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽
平成八年六月十四日
内閣総理大臣 橋本龍太郎
公正取引委員会事務局組織令の一部を改正する政令

公正取引委員会事務局組織令の一部を改正する政令

内閣は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第三十五條第五項において準用する国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第七條第五項及び第六項並びに第十九條第三項並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第三十五條の二第二項の規定に基づき、この政令を制定する。公正取引委員会事務局組織令(昭和二十七年政令第三百七十三号)の一部を次のように改正する。

附 則
(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から起算して、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める災害について適用する。

一 第二條及び第七條の規定 平成七年一月一日以後に発生した災害

二 第三條から第六條までの規定 平成八年四月一日以後に発生した災害

(国土庁設置法の一部改正)

2 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四條中第二十六号を第二十七号とし、第二十五号を第二十六号とし、第二十四号を第二十五号とし、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)の施行に関する事務を処理すること。

第七條第一項中「第四條第二十四号ロ」を「第四條第二十五号ロ」に改める。

四 建設省設置法(昭和二十三年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第四十五号中「及び建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第二百三十三号)」を「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第二百三十三号)及び特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)」に改める。

「第一節 官房及び部の設置等」を「第一節 官房及び局の設置等」に改める。

第一條を次のように改める。

(官房、局及び部の設置)

第一條 公正取引委員会の事務局に、官房及び次の二局を置く。

経済取引局
審査局

2 経済取引局に取引部を、審査局に特別審査部を置く。

第二條第一項中「四人」を「二人」に改め、同條第二項中「事務局長」を「事務局長」に、「事務局」を「事務局」に改める。

第三條第二項中「事務局長」を「事務局長」に、「事務局」を「事務局」に改める。

第五條第一号中「局内事務」を「事務局の局務」に改め、同條第四号中「審判の事務」の下に「(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)以下「独占禁止法」という。第五十一條の二の規定により、公正取引委員会が審判官をして行わせることとした事務を除く。第十條第十二号において同じ。)」を加え、同條第六号中「その他他部」を「前各号に掲げるもののほか、事務局の所掌事務で他局の所掌」に改める。

第六條(見出しを含む)中「経済部」を「経済取引局」に改め、同條第三号を第五号とし、同條第二号中「請求」の下に「並びに届出、報告及び通知の受理」を加え、同号を同條第四号とし、同條第一号を同條第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 独占禁止政策に関する基本的事項の企画に関すること。

二 国会に対する意見の提出に関すること。

六 不正な取引方法の指定に関すること。

七 再販売価格に関する商品の指定に関すること。

八 下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二十号)の施行に関すること。

九 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十一年法律第三十四号)の施行に関すること(他の所掌に属するものを除く)。